

大学等の再開に向けた感染症拡大防止のための手引き 【学生版 ガイドラインとマニュアル】(Ver1.3)

目次

はじめに

- 1) 目的
- 2) 「新しい生活様式」を踏まえた大学の行動基準

1. 学内活動時マニュアル（基本編）

- 1) 基本的な感染対策
 - (1) 感染源を絶つ
 - (2) 感染経路を絶つ
 - (3) 「3密」の回避
 - (4) 抵抗力を高める
 - (5) 差別や偏見をもたらす情報に注意
- 2) 重症化リスクの高い人への対応等について

2. 学内活動時マニュアル（応用編）

- 1) 授業等の正課活動時における注意点
 - (1) 感染のリスクが高い学習活動の例
 - (2) 教育学習活動の上での注意点と留意点
- 2) 課外活動時における注意点
- 3) 学生生活一般における注意点
- 4) 図書館における注意点
- 5) 食堂、購買における注意点
- 6) 消毒等について
- 7) 登下校時と休み時間における注意点

3. 大学において感染者が発生した場合の対応について

- (1) 連絡や報告
- (2) 感染者や濃厚接触者等の出席停止
- (3) 校内の消毒

2020年9月7日 京都橘大学

はじめに

1) 目的

2020年5月21日をもって、京都府も新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域から解除されました。今後、大学等における通学の再開、および対面授業による教育活動等の再開に当たっては、可能な限り感染拡大のリスクを低減させ、

- ① 学生が安心して学業に専念できる学習環境
- ② 教職員が安心して教育研究活動・学生支援活動に従事できる環境
- ③ 大学周辺の地域住民が安心できる環境

を整備することが重要となります。

このため、本学では、学内外の状況や本学の特性を考慮し、文部科学省の「大学における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「大学の新しい生活様式」～」および京都府の「大学等の再開に向けた感染症拡大予防のためのガイドライン」の内容を踏まえて、「大学等の再開に向けた感染症拡大予防のための手引き【学生版】」を作成しました（以下、「本手引き」）。

新型コロナウイルス感染症とともに生きていく社会を作るためには、感染リスクはゼロにならない現実を受け入れつつ、感染レベルを可能な限り低減させながら教育研究活動を継続していくことが重要です。さらに、「新しい生活様式」への円滑な移行と学生および教職員の行動変容の徹底を図っていくことが必要です。本手引きをよく読み、引き続き適切な行動をとるようお願いします。なお、本手引きは、今後新たな情報や知見が得られた場合には随時見直しを行います。

2) 「新しい生活様式」を踏まえた大学の行動基準

8月7日の新型コロナウイルス感染症分科会の提言で示された地域区分を踏まえ、文部科学省により、それぞれの地域区分を大学の生活圏に当てはめた場合の行動基準が下記のとおり作成されています。本学は当面、この基準の「レベル2」に準じ、対策を行っていくこととします。

「新しい生活様式」を踏まえた大学の行動基準

地域の感染レベル	身体的距離の確保	感染リスクの高い 教科活動	部活動 (自由意思の活動)
レベル3	できるだけ2m 程度（最低1m）	行わない	人や少人数でのリスクの低い活動で 短時間での活動に限定
レベル2	1mを目安に 学級内で最大限の 間隔をとること	リスクの低い活動から 徐々に実施	リスクの低い活動から徐々に実施し、 教師等が活動状況の確認を徹底
レベル1	1mを目安に学級内で最大 限の間隔をとること	十分な感染対策を行っ た上で実施	十分な感染対策を行った上で実施

本マニュアル	新型コロナウイルス感染症分科会提言（※）における分類		
レベル3	ステージ IV	爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階	（病院間クラスター連鎖などの大規模かつ深刻なクラスター連鎖が派生し、爆発的な感染拡大により、高齢者や高リスク者が大量に感染し、多くの重症者及び死亡者が発生し始め、公衆衛生体制及び医療提供体制が機能不全に陥ることを避けるための対応が必要な状況。）
	ステージ	感染者の急増及び医療提供体制におけ	（ステージIIと比べてクラスターが広範囲に多発する等、感染者が急増

レベル 2	Ⅲ	る大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階	し、新型コロナウイルス感染症に対する医療提供体制への負荷がさらに高まり、一般医療にも大きな支障が発生することを避けるための対応が必要な状況。)
	ステージⅡ	感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階	(3 密環境などリスクの高い場所でクラスターが度々発生することで、感染者が漸増し、重症者が徐々に増加してくる。このため、保健所などの公衆衛生体制の負荷も増大するとともに、新型コロナウイルス感染症に対する医療以外の一般医療も並行して実施する中で、医療体制への負荷が蓄積しつつある。)
レベル 1	ステージⅠ	感染者の散発的発生及び医療提供体制に特段の支障がない段階	

※「今後想定される感染状況と対策について」(令和 2 年 8 月 7 日新型コロナウイルス感染症分科会提言)

1. 学内活動時マニュアル (基本編)

1) 基本的な感染対策

(1) 感染源を絶つ

- ☐ 発熱等の風邪の症状がある場合には、自宅休養を徹底してください。同居の家族に症状が見られる場合も同様とします。
- ☐ 登校時は検温し、健康状態を自己チェックしてください (様式 1 「健康管理チェック表」)。
※当面の間、登校にあたっては、Web 上での届出が必要になります (授業の場合は不要です)。
HP を確認し、前日の 17 時まで届出てください。
- ☐ 登校時に発熱等の風邪の症状が見られた場合は以下の通り対応してください。
 - ・すぐに帰宅してください。
 - ・症状がなくなるまで自宅で休養してください。

(2) 感染経路を絶つ

- ☐ ハンドソープを使用し、正しい手洗いを徹底してください (手荒れなどで難しい場合は、流水でしっかり洗ってください)。
- ☐ 流水による手洗いができない場合は、アルコール消毒を行ってください。

ドアノブや電車のつり革など様々なものに触れることにより、自分の手にもウイルスが付着している可能性があります。

外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などこまめに手を洗います。

正しい手の洗い方



石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。



手洗いの6つのタイミング



- 咳・くしゃみをする際、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえてください。



(3)「3密」の回避

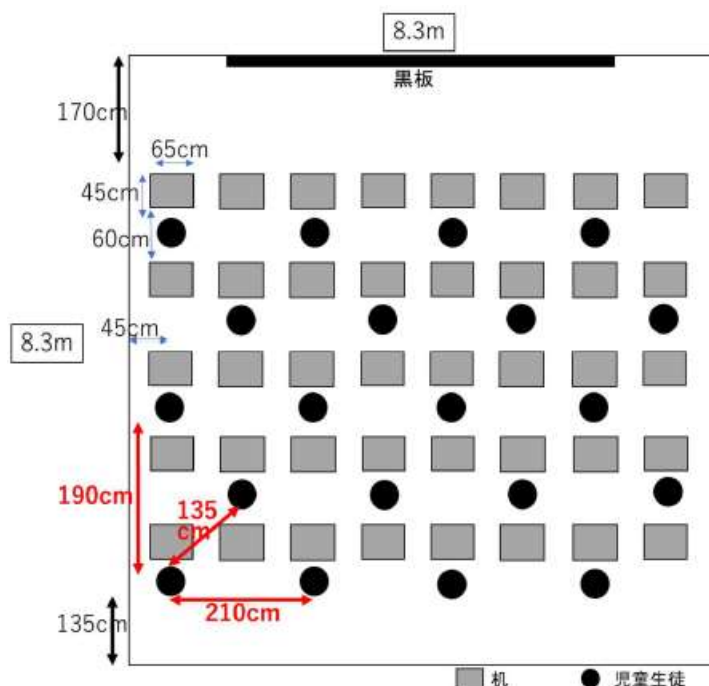
①「密閉」の回避

- 気候上可能な限り、常時、換気を行ってください。
- 常時換気が困難な場合は、こまめに（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する）、2方向の窓を同時に開けて換気するようにしてください。
- 以下のような場合は、次のようにして換気を行ってください。
 - ・窓のない部屋：常時入口を開け、換気扇を用いてください。
 - ・エアコンを使用している部屋：エアコンは室内の空気を循環しているのみで、室内の空気と外気の入れ替えを行っていません。そのため、エアコン使用時においても換気を行ってください。

②「密集」の回避

- 人との間隔をできるだけ2メートル（最低1メートル）空けてください。
- 授業やガイダンス等において、座席配置は試験座席とし、これまでより広い教室を使用する等、「密集」を避ける工夫をします。最低でも1メートル以上の間隔を確保する座席配置や教室配置を行いますので、適宜、教職員の指示に従ってください。

※座席配置の参考例（あくまでも目安の参考例です。）



③ 「密接」の回避

- 構内外問わずマスクを着用してください。

※熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外してください。

その際は、換気や十分な距離を保つなどの配慮を行ってください。

- 授業中、教員もマスクを着用します。教員の口の動きを見る必要がある学生等に対しては、身体的距離をとりつつフェイスシールドを活用するなど、配慮を行うことがあります。
- 体育の授業におけるマスクの着用は必須としません。
- マスクを外す際には、ゴムやひもをつまんで外します。なるべくマスクの表面には触れず、内側を折りたたんで清潔なビニールや布等に置くなどして清潔を保ってください。
- マスクを廃棄する際も、マスクの表面には触れずにビニール袋等に入れます。袋の口を縛って密閉してから廃棄してください。

（４）抵抗力を高める

- 免疫力を高めるため、「十分な睡眠」、「適度な運動」および「バランスの取れた食事」を心がけてください。

（５）差別や偏見をもたらす情報に注意

感染者およびその家族等への差別・偏見・誹謗中傷などはあってはなりません。

この感染症については、未知のウイルスという見えない恐怖から多くの人が不安に陥っています。そこに乗じるかの如く、SNSなどで他者を中傷する言動も見られます。私たちが闘っているのは感染症そのものです。情報については、それを受ける時も発する時も、一旦立ち止まりよく考えて対応することが大切です。今一度、自身が今何をしようとしているかを考え、その行為の社会的影響を考えて行動しましょう。

2) 重症化リスクの高い人への対応等について

基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い人は、主治医に相談の上、医務室へ申し出てください。また、感染が不安で休みたいと考える場合も、学生支援課へ相談し、事情や気持ちを伝えてください。状況を踏まえ、遠隔授業を行うなどの対応を行います（保護者から在宅の希望がある場合も同様です）。

2. 学内活動時マニュアル（応用編）

以下の活動については、感染リスクが高いと判断します。したがって、「2. 学内活動時マニュアル（基本編）」の感染対策をすべてとったうえで、下記の対策を追加します。内容をよく確認の上、教職員の指示に従い、適切な行動をとってください。

1) 授業等の正課活動時における注意点

(1) 感染のリスクが高い学習活動の例

- ☐ 長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等、および近距離で一斉に大きな声で話す活動
- ☐ 近距離で行う実験や観察
- ☐ 室内および近距離で行う歌唱および管楽器演奏
- ☐ 近距離で行う共同制作等
- ☐ 近距離で行う調理実習
- ☐ 密集状態で行う運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動

(2) 教育学習活動上の注意点と留意点（あくまで参考例です。それぞれの授業に即して対策をとります。）

- ☐ 「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っでの発声」について、可能な限り避ける。
- ☐ 学習者どうしが一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにする。
- ☐ できるだけ個人の教材教具を使用する。学生どうしの貸し借りはしない。
- ☐ 器具や用具を共用する場合は、使用前後に適切な消毒や手洗いをを行う。
- ☐ 体育の授業に関し、基礎疾患等の持病があるなどの理由で授業への参加を控えたい場合は、教員に相談する。
- ☐ 体育の授業ではマスクの着用は求めない。ただし、感染リスクを下げるために、学生どうしの間隔を十分確保する。

2) 課外活動時における注意点

- ☐ クラブ・サークル活動は、「活動計画書」の提出により活動再開の強い希望があった場合のみ、学生支援課との面談により、感染対策や活動の必要性や内容について、十分に検討されている団体のみ活動を許可する形とし、引き続き対面を伴わずに活動可能な活動については、オンライン等の利用を推奨します。
- ☐ 他大学との練習試合等については、感染拡大の状況により、慎重に実施の可否を検討していくこととします。なお、宿泊を伴う遠征・大会参加・合宿、飲食を伴う会合（コンパ等）などは禁止します。以降の項目については、活動再開時の注意点として活用してください。
- ☐ 密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動、向かい合っでの発声したりする活動は控えてください。
- ☐ 歩く・走る場合は、前の人の呼気の影響を避けるため、前後一直線に並ぶのではなく、並走あるいは斜め後方に位置どってください。
- ☐ 自粛期間中、運動不足の人もいると考えられます。怪我防止には十分に留意してください。

- ☐ 発熱等の風邪の症状が見られる時は、活動参加を見合わせ、自宅で休養してください。
- ☐ 皆さんの自主的な感染対策計画の策定を期待しますが、健康・安全の確保のため、顧問等が活動状況を確認します。指示があった場合は必ず従ってください。
- ☐ 活動時間や休養日については、「課外活動再開に伴う新型コロナウイルス感染防止のためのガイドライン」に準拠するとともに、実施内容等に十分留意してください。また、運動部活動の実施にあたっては、各競技団体が作成するガイドラインを踏まえてください。
- ☐ 活動場所については、地域の感染状況にもよるが、可能な限り屋外で実施してください。ただし気温が高い日などは、熱中症に注意してください。
- ☐ 体育館など屋内で実施する必要がある場合は、こまめな換気や消毒液の使用（消毒液の設置、学生が手を触れる箇所の消毒）を徹底してください。また、長時間の利用を避け、十分な身体的距離を確保できる少人数による利用とし、特に、屋内において多数の学生が集まり呼気が激しくなるような運動や大声を出すような活動等は絶対に避けてください。
- ☐ 用具等については、使用前に消毒を行うとともに、不必要に使い回しをしないでください。
- ☐ 部室等の利用については、短時間の利用とし一斉に利用することは避けてください。
- ☐ 基礎疾患等の持病があるなどの理由で授業への活動参加を控えたい場合は、顧問等に相談する。
- ☐ 運動部活動でのマスクの着用については、体育の授業における取扱いに準じることとします。

3) 学生生活一般における注意点

- ☐ 「三つの密」（夜間も含め、3つの条件（換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集場所、近距離での会話や発話が生じる密接場面）が同時に重なるような場所）のある場所への外出は控えてください。
- ☐ 飲食店における感染が拡大しており、府内でも6月中旬以降、感染経路が判明している約60%が飲食を伴う会合に起因しています。友人との飲み会、コンパ等の飲酒機会は、感染防止と感染拡大防止の観点から、次の「きょうと5ルール」を徹底してください。
 - ① 大人数を避ける
 - ② 2時間でお開きとする
 - ③ 深夜の利用は控える
 - ④ ガイドラインに基づき適切な感染予防対策がとれている店舗を利用する。
 - ⑤ 京都府新型コロナウイルス緊急連絡サービス「こことろ」等をインストールし、行動時のチェックインをルール化する。
- ☐ アルバイトを行う場合は、勤務先の業種別に定められた感染拡大予防ガイドラインの内容をよく理解し、その内容に従って行動してください。
- ☐ 不特定多数の方と接する機会の多いアルバイトでは手洗いを心がけてください。また、洗っていない手で顔を触れないよう注意してください。
- ☐ 友人などと食事をするときは、対面ではなく横並びに座り、会話は控えめにしてください。また回し飲みはしないでください。
- ☐ 遊びに行くなら屋内より屋外を選んでください（ただし、屋外であっても人が多く集まる場所は避けてください）。
- ☐ 買い物はすいている時間を選んでください。
- ☐ 不特定多数者、特に子どもや、高齢者や肺炎腫などの肺疾患、糖尿病、免疫不全症候群などの基礎疾患のある人との接触を避けるとともに、万が一の際に感染経路の割り出しができるように自身の行動を記録するなどの工夫を行ってください。

4) 図書館における注意点

- ☐ 図書館利用前後には手洗いをするというルールを徹底してください。
- ☐ 閲覧席では十分な座席の間隔を確保するため、席数に制限を設けています。利用方法について、図書館員から指示があれば、それに従ってください。
- ☐ 滞在時間が短くなる工夫を各自行ってください。
- ☐ 貸出手続きの順番待ちでは、間隔を空けて並んでください。

5) 食堂、購買における注意点

- ☐ 入退出時(入退出時の行列含む)においては、人と人との十分な間隔を確保してください。
- ☐ 食堂では、座席の間隔を十分に空けて、対面で食事や会話をしないようにしてください。
- ☐ レジ等に並ぶ場合は間隔を空けてください。
- ☐ 利用者は大声での会話を行わないでください。
- ☐ 食事が終わったらすみやかにマスクを着用し、食器を返してください。

6) 消毒等について

- ☐ 入口及び各施設内に手指の消毒設備(石けんによる手洗い、手指消毒用アルコールなど)を設置しています。積極的に利用してください。
- ☐ 他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫してなるべく減らしてください。
- ☐ ユニフォームや衣服はこまめに洗濯してください。

7) 登下校時と休み時間における注意点

(登下校)

※当面の間、登校にあたっては、Web 上での届出が必要になります(授業の場合は不要です)。

HPを確認し、前日の17時までに届出てください。

- ☐ 来校時に体温測定と健康チェックを行ってください。
- ☐ やむを得ず公共交通機関を利用する場合には、マスクを着用してください。
- ☐ 降車後は速やかに手を洗う、顔をできるだけ触らない、触った場合は顔を洗うなどして、接触感染対策などの基本的対策を行ってください。
- ☐ 可能な限り混雑時間を避け過密乗車を避けてください。
- ☐ 座席は離れて着席し、会話を控えてください。また、マスク着用を徹底してください。

(休み時間等)

- ☐ 廊下で立ち止まらないこと。また、大声で話し合うのはやめてください。
- ☐ 必要な用事が済めば帰宅してください。

3. 大学において感染者が発生した場合の対応について

(1) 連絡や報告

学生や教職員の感染が判明した場合には、医療機関から本人(や保護者)に診断結果が伝えられるとともに、医療機関から保健所にも届出がなされます。そこから保健所により、感染者本人に行動履歴等のヒアリングが行われ、感染者の大学における行動履歴把握や濃厚接触者の特定等のための調査が行われる場合には、本学も協力することになります。また、文部科学省は、大学に感染者が発生した事例についての情報や知見を収集・蓄積しており、感染者が発生した場合には文部科学省への報告が求められています。

（２）感染者や濃厚接触者等の出席停止

学生の感染が判明した場合、または、学生が感染者の濃厚接触者に特定された場合、大学は当該学生に対し、大学保健安全法（昭和３３年法律第５６号）第１９条に基づく出席停止の措置を取ります。なお、濃厚接触者に対して出席停止の措置をとる場合の出席停止の期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して２週間とします。なお、感染者や濃厚接触者が教職員である場合には、病気休暇等の取得、在宅勤務や職務専念義務の免除等により出勤させない扱いとします。

（３）校内の消毒

学生や教職員の感染が判明した場合には、保健所と連携し、当該感染者が活動した範囲の室内や物品を消毒します。

健康管理チェック表

- ・この表は、授業や課外活動等で大学に来校する予定日の2週間前からの健康状態を管理するものです。
- ・症状の有無を○×で記入してください。また、症状がある場合、もしくは体温が37℃以上ある場合は大学に入構できません。大学へ連絡の上、自宅待機してください。
- ・2020年3月1日以降、海外渡航歴がある方は、必ず事前に総務課へ連絡をしてください。
- ・この表は各自保管し、実習先等から確認の連絡があった場合にすぐ提出ができるようにしてください。

学籍番号： _____ 氏 名： _____

来校	日付	検温時間	体温	息苦しさ	だるさ	咳が出る	嗅覚異常	味覚異常	その他
14日前	／	：	朝 ℃						
		：	夜 ℃						
13日前	／	：	朝 ℃						
		：	夜 ℃						
12日前	／	：	朝 ℃						
		：	夜 ℃						
11日前	／	：	朝 ℃						
		：	夜 ℃						
10日前	／	：	朝 ℃						
		：	夜 ℃						
9日前	／	：	朝 ℃						
		：	夜 ℃						
8日前	／	：	朝 ℃						
		：	夜 ℃						
7日前	／	：	朝 ℃						
		：	夜 ℃						
6日前	／	：	朝 ℃						
		：	夜 ℃						
5日前	／	：	朝 ℃						
		：	夜 ℃						
4日前	／	：	朝 ℃						
		：	夜 ℃						
3日前	／	：	朝 ℃						
		：	夜 ℃						
2日前	／	：	朝 ℃						
		：	夜 ℃						
1日前	／	：	朝 ℃						
		：	夜 ℃						
当日	／	：	朝 ℃						
		：	夜 ℃						

- 地域の感染状況に応じ、緊急事態宣言の対象地域の考え方や、4月1日の提言で示した地域区分の考え方も踏まえ、各都道府県を以下3区分に分類し、それぞれの地域において、適切な感染対策を実施していく。

- ①**特定（警戒）都道府県**：法第45条各項に基づく「徹底した行動変容の要請」で新規感染者数を劇的に抑えこむ
- ②**感染拡大注意都道府県**：都道府県において、**地域の感染状況をモニタリング**。「**新しい生活様式**」を徹底するとともに、必要に応じ、**法第24条第9項に基づき要請を行う**。
- ③**感染観察都道府県**：引き続き感染状況をモニタリングするとともに、「**新しい生活様式**」の徹底で、感染拡大を防ぐ。

	①特定（警戒）都道府県	②感染拡大注意都道府県	③感染観察都道府県
判断基準	【緊急事態措置の指定基準】 累積患者数、感染経路が不明な感染者数の割合、直近1週間の倍加時間などで判断。 【再指定基準】 4/7の指定の際の指標や水準の考え方、感染の状況を踏まえつつ、直近1週間の新規感染者数等から、より迅速に再指定を行う。	特定（警戒）都道府県の指定基準等を踏まえつつ、その半分程度などの新規報告者数等で判断することが考えられる。	新規感染者が一定程度確認されるものの、②の基準には達していない。
対応	基本方針	感染状況をモニタリングしながら、「新しい生活様式」を徹底する。 必要に応じ、知事が法第24条第9項に基づく協力要請を実施。	引き続き感染状況をモニタリングしながら、「新しい生活様式」を継続。
	外出	・（必要に応じ、法第24条第9項に基づく）外出自粛の協力要請。 ・ 不要不急の県をまたぐ移動や3密の場所への移動は徹底して避ける。	・ 不要不急の①・②との県をまたぐ移動は避ける。 ・ 3密の場所への移動を徹底して避ける。
	出勤	・ 「出勤者数の7割削減」を目指す。 ・ 在宅勤務（テレワーク）、ローテーション勤務等の強力な推進等	・ 在宅勤務（テレワーク）、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤等の推進
	イベント	・ クラスターのおそれがあるイベント、3密の集まりは法第24条第9項に基づき、開催の自粛の要請等。 ・ それ以外のイベントに関しては、主催者に対し、身体的距離の確保や基本的な感染対策の実施、業種毎の感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた対応等を求める。	・ 一定規模のイベント等の開催に当たっては、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を求める。 ・ それ以外のイベントに関しては、主催者に対し、身体的距離の確保や基本的な感染対策の実施、業種毎の感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた対応等を求める。 ・ 参加者は100名以下、かつ、収容人数の50%以下を目安とする。
	施設の使用制限	・ 都道府県知事が、地域の実情に応じて法第24条第9項に基づく協力要請を実施。 ・ クラスターのおそれがある施設や3密施設は使用制限の協力要請を検討。 ・ 具体的に集団感染が生じた事例を踏まえた、注意喚起の徹底。	・ 都道府県知事が、地域の実情に応じ、法第24条第9項に基づく協力要請も含めて適切に判断。 ・ 一般の感染対策や3密回避の徹底を要請。